

策定の考え方

自殺対策基本法（平成28年4月1日改正施行）、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日改定）を踏まえ、地域の実態に応じた効果的な自殺対策事業を展開するため、「兵庫県自殺対策推進方策」（平成24年12月改定）を改定し、県として新たな数値目標を設定し、自殺対策の具体的な取組を示す事業実施計画とする。

位置づけ（第1章）

・県健康づくり推進プラン（第2次）に定める「自殺のない社会」の実現を目指すために、**自殺対策基本法第13条に基づく「都道府県自殺対策計画」**に位置づける。（計画期間：平成30年から39年までの10年間）

基本認識（第1章）

（おおむね5年を目途に見直しを行う）

- 1 自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが心理的に追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題。
- 2 自殺対策は、**生きることの包括的な支援**として実施していく。
- 3 自殺対策は、**保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に実施**していく。

目標（第1章）

- 一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」の実現を目指す。
- 当面の目標として「平成34年までに県内自殺死亡者を800人以下に減少させる」ことを目指す。

※参考：国自殺総合対策大綱の数値目標

自殺死亡率を主要先進国の現在の水準まで減少させることを目指し、「平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少」
→本県の人口に置き換えると今後10年間で600人以下に減少
毎年40人以上減少を目途とし、5年間で200人減少させる

自殺者の状況（第2章）

自殺者数 → 推進方策の当面の目標（1,000以下に減少）達成

平成28年：942人（前年比95人減）、平成23年から6年連続減少

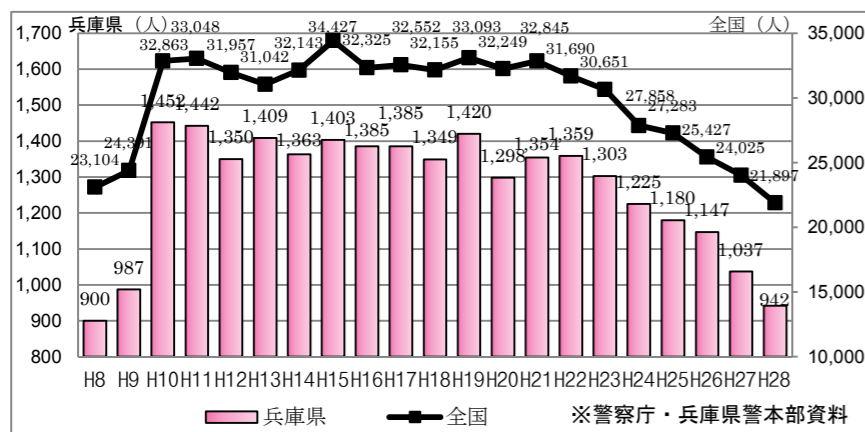
自殺死亡率（人口10万対）平成28年：17.0（全国：17.3）全国順位：低い方から15位

年齢階層別 60歳以上44.3%、30～50歳代43.6%、20歳代以下12.1%

概ね減少傾向の中、20歳代、20歳未満が横ばい

原因別状況等 健康問題 48.5%（内うつ病等精神疾患分は28.7%）

家庭問題 14.9%、経済・生活問題 13.5%



取組の基本方針（第3章）

- 1 関連施策との有機的な連携により、自殺のリスク要因を抱える人への支援を強化
- 2 地域レベルの実践的取組への支援を充実
- 3 ライフステージ等に応じたきめ細やかな対策を推進

自殺対策の取組（第4章）

（※各項目ごとに主な取組事業と所管課記入）

- 1 相談体制の充実強化
 - (1) 24時間電話相談体制の強化（いのちと心のサポートダイヤル、いのちの電話）
 - (2) 「こころの健康相談」の充実
 - (3) 子ども・若者の相談体制の充実（インターネットやSNS等の活用含む）
 - (4) 様々な自殺のリスク要因を抱える人の相談体制の充実（経済・家庭問題、多重債務、失業、生活困窮、ひきこもり、犯罪・性暴力被害等）
 - (5) いのちを支える相談支援ネットワークの強化（いのちを支えるサポートシート）の活用
- 2 地域における支援体制の充実
 - (1) 自殺予防に対する理解の促進（ICTを活用した自殺予防情報の発信）
 - (2) 社会全体での連携した取組の促進（居場所づくりとの連携による支援）
 - (3) 地域で、「気づき・つなぎ・見守り」ができる人材の養成
 - (4) いのちを支える様々な専門的人材の養成
- 3 市町・団体等の地域ごとの取組への支援
 - (1) 兵庫県いのち対策センターによる市町支援の充実（市町の計画策定支援）
 - (2) 専門的技術向上のための研修の実施
 - (3) 地域での相談支援ネットワーク構築への支援
- 4 自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化
 - (1) 精神疾患に関わる支援体制の充実（うつ病、統合失調症、依存症等）
 - (2) 自殺未遂者等への支援体制の充実
 - (3) 精神保健医療福祉サービスの連携体制の充実
- 5 子ども・若者の自殺対策の推進
 - (1) 命の大切さを実感させる教育・学習の推進（学生等が取り組む自殺予防支援事業）
 - (2) 教育支援体制の充実（「自殺予防に生かせる教育プログラム」の活用推進）
 - (3) いじめによる子どもの自殺の予防（「いじめ対応マニュアル」の活用促進）
 - (4) 青少年のこころの問題に対する取組の推進
 - (5) 若者の就労支援の充実
 - (6) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進
 - (7) インターネット上の自殺関連情報への対策の推進
- 6 中高年層の自殺対策の推進
 - (1) 中高年者のこころの健康づくりの推進
 - (2) 職場のメンタルヘルス対策の推進（健康づくりチャレンジ企業への支援）
 - (3) ワーク・ライフ・バランスの啓発推進
 - (4) 精神保健医療福祉サービスの連携体制の充実
- 7 高齢者層の自殺対策の推進
 - (1) 高齢者や介護者のこころの健康づくりの推進
 - (2) 高齢者の健康づくりや生きがいづくり事業の充実
 - (3) 高齢者の抑うつ症状等の早期支援
- 8 自死遺族等遺された人への支援の充実
 - (1) 自死遺族に対する理解の促進
 - (2) 家庭、学校、職場等での事後対応への支援
 - (3) 遺族支援団体等への支援

推進体制（第5章）

- 1 県の役割
 - (1) 兵庫県自殺対策推進本部（H21～）
本部長：知事、構成員：関係部局長
 - (2) 兵庫県自殺対策連絡協議会（H18～）
構成：自殺予防に関係する行政、教育、警察、医療、事業者、民間団体、報道等38団体
 - (3) 兵庫県いのち対策センター（地域自殺対策推進センター）（H29～）
いのち対策室・精神保健福祉センター
 - (4) 県民局（健康福祉事務所）
- 2 市町の役割
- 3 県民・関係機関・関係団体等の役割

対策の点検と評価（第6章）

自殺対策の取組に関する評価指標

●取組事業に基づく指標

項目	指標	現状（H28）	目標（H33）
1	いのちを支える包括的な相談支援ネットワークの構築整備市町数	—	全市町
2	自殺予防に係る人材養成ゲートキーパー養成研修を実施する市町数	32市町	全市町
	いのちとこころのサポーター推進リーダー養成数（H24～）	225人	400人
3	いのちとこころを支える相談職員養成数（H25～）	124人	250人
	自殺対策の庁内推進体制整備市町数	29市町	全市町
	自殺対策の庁外関係団体との推進体制整備市町数	11市町	全市町
4	自殺対策基本法に基づく自殺対策計画策定市町数	—	全市町
	自殺未遂者ケア研修受講者数（H27～）	152人	600人
5	学生等が取り組む自殺予防支援事業実施校数（H25～）	24校	60校
6	メンタルヘルス改善支援事業年間実施事業所数	83社	140社
7	介護支援専門員の自殺予防研修受講者数（H26～）	663人	1,400人

●自殺対策に関する県民アンケート調査結果に基づく指標

項目	指標	現状（H28）	目標（H33）
1	兵庫県いのちと心のサポートダイヤル、こころの健康電話相談など自殺予防の相談窓口を知っている人の割合	成人：47.5% 未成年：33.1%	成人：80% 未成年：60%
	「自殺したい」と思うほどの悩みを抱えたときに、誰かに相談する人の割合	成人：51.9% 未成年：59.4%	成人：70% 未成年：80%
2	身近な人に「死にたい」と相談されたときに、医師や専門家に相談を促す人の割合	成人：33.3% 未成年：16.1%	成人：50% 未成年：50%